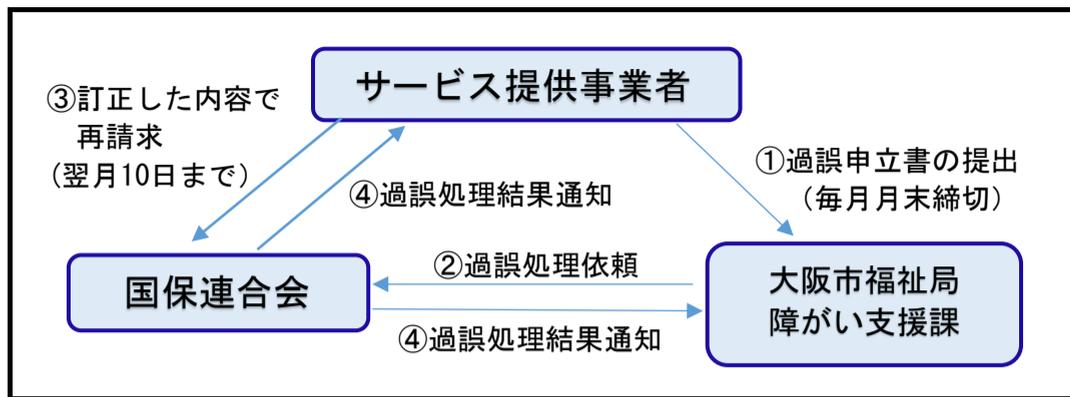


◆過誤申立のイメージ図

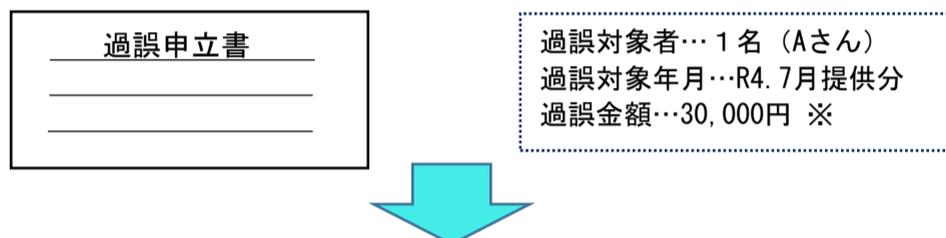


◆過誤請求の例

<同月過誤>

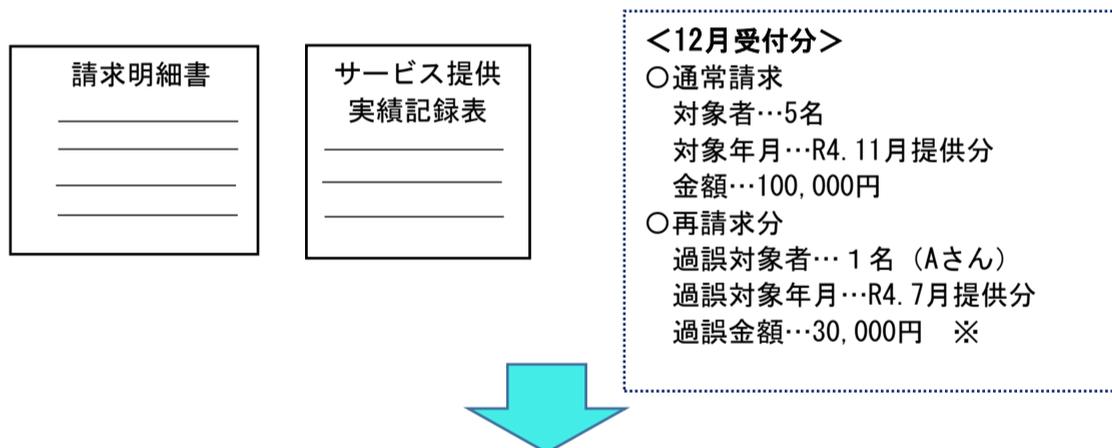
同月過誤とは、国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内に行うものです。

1. 令和4年11月に大阪市へ過誤申立書を提出します（事業者）



2. 令和4年12月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します（大阪市福祉局障がい支援課）
3. 和4年12月請求受付（事業者）

Aさんの令和4年7月分の再請求及び令和4年11月提供5名分の請求をします。



4. 令和4年12月受付分が国保連合会で過誤調整され、令和5年1月中旬に事業者へ支払われます（国保連合会）

※「過誤決定通知書」については、提出月の翌々月に国保連合会より送付されます。

12月請求分	・・・5件	+100,000円	
再請求分	・・・1件	+20,000円	
過誤分	・・・1件	-30,000円	
合計		90,000円	←この金額が振込まれます。

<通常過誤>

通常過誤とは、国保連合会で審査確定した介護給付費・訓練等給付費等の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後（通常過誤の翌月以降）に、国保連に再請求を行います。

1. 令和4年11月に大阪市へ過誤申立書を提出します（事業者）
2. 令和4年12月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します（大阪市福祉局障がい支援課）
3. 令和4年12月請求受付分より、過誤金額の全額が差し引かれ事業者へ支払われます
4. 令和5年1月請求受付分で、再請求を行います（事業者）
5. 令和5年2月中旬に事業者へ再請求分全額が支払われます（国保連合会）